

一般財団法人松本市スポーツ協会  
松本市スポーツ少年団部会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市スポーツ協会松本市スポーツ少年団設置規則第10条第1項に基づき設置する部会（以下「部会」という。）の構成及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び調査・研究・審議事項)

第2条 部会の名称及び調査・研究・審議事項は、別表のとおりとする。

(部員)

第3条 部員は、常任委員、その他本部長が必要と認めた委員から選任し、本部長が委嘱する。

2 部員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(役員)

第4条 部会に次の役員を置く。

部会長 1名

副部会長 若干名

2 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じ部会長が召集し、部会長が議長となる。

2 部会の決議は、出席した部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

(専門部会)

第6条 部会は、常任委員会の決議を経て必要な専門部会を設けることができる。

2 専門部会の設置、構成その他必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員総会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、常任委員会の決議により別に定める。

附則

財団法人松本体育協会松本市スポーツ少年団委員会規程は廃止する。

附則

この規程は、一般財団法人松本体育協会設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は平成29年4月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の一般財団法人松本体育協会松本市スポーツ少年団委員会規程の規定により設置されている総務委員会、育成委員会及び事業委員会並びに委員、委員長又は副委員長に委嘱されている者は、それぞれ改正後の一般財団法人松本体育協会松本市スポーツ少年団部会規程の規定により設置される総務部会、育成部会及び事業部会並びに部員、部会長又は副部会長に選任されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正前の委員の任期満了の日までとする。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。

別 表

名 称	調査・研究・審議事項
総務部会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 総務に関すること。</li><li>2 規則・規程に関すること。</li><li>3 体育施設に関すること。</li><li>4 広報に関すること。</li><li>5 スポーツ少年団に関する調査研究に関すること。</li><li>6 本部長が指定した事項に関すること。</li></ol>
育成部会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 団員の育成・指導に関すること。</li><li>2 指導者・母集団の育成・指導に関すること。</li><li>3 団員の体力テスト判定会に関すること。</li><li>4 指導者の組織化及び育成・指導に関すること。</li><li>5 本部長が指定した事項に関すること。</li></ol>
事業部会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 諸団体関係との連携と交流に関すること。</li><li>2 奉仕活動に関すること。</li><li>3 事業活動に関すること。</li><li>4 本部長が指定した事項に関すること。</li></ol>